

筑大産知財第 10-84 号

平成 22 年 7 月 1 日

各博士課程研究科長
各学群長
各センター長
各本部部長
各支援室長

} 殿

産学連携本部長

副学長（研究担当）

赤平 昌文

（公印省略）

学生が保有する知的財産権の本学への譲渡について（通知）

本学と雇用関係のない学生が産学連携活動に参加するなどにより生じた知的財産権の本学への譲渡について、下記のとおり留意事項を定めましたので、各部局内関係者に対し周知方よろしくお願いします。

記

1. 発明等の知的財産権の場合

学生が企業との共同研究等の産学連携活動に参加するなどにより教員と学生との共同の発明等（発明、実用新案等）が生じた場合、学生が個人として共同出願人となり、特許出願料等の費用を負担するような形態ではなく、本学に発明等に係る知的財産権を譲渡し、本学の責任において費用負担を行い、将来当該発明等が企業により実施され利益が生じた場合には当該利益の一定割合を学生に配分する形態が、発明等の知的財産の産学利用を円滑に進める上で望ましい。

その場合、学生の発明は職務発明ではないため、学生が自己の意思で本学に発明等に係る知的財産を譲渡する必要があることから、各担当教員の指導上の判断に基づき学生に対して十分な説明を行った上で、職員の職務発明の取扱いに準じて、発明等の譲渡契約の締結を求めることが望ましい。

なお、学生が共同研究等に参加する際の事前の誓約書の様式については、「国立大学法

人筑波大学秘密保持に関する指針」(平成21年産学連携本部長裁定)第7条第4項関係様式例3による。

2. 発明等以外のプログラム著作物等の権利の場合

本学の資金(本学が管理する資金を含む。)、施設、設備その他の資源を使用して創作したプログラムの著作物等(プログラムの著作物、データベースの著作物若しくはデジタル・コンテンツ(論文、著書及び報告書を除く。))であり、かつ、指導教員の指導を受けて作成したもの又は長期にわたり職員や学生、大学院生等の貢献により生み出された研究成果は、一般的に、厳密にその著作権者を特定することが困難な場合が多く、そのため、産業利用に支障を生じる場合がある。

従って、このようなプログラムの著作物等を創作している研究室においては、学生の著作権を学生がその研究室に所属するときに、本学へ権利譲渡する意思を確認しておくことが望ましい。

その場合、学生の権利は職員と異なり職務上生じた権利ではないため、学生が自己の意思で本学に権利を譲渡する必要があることから、各担当教員の指導上の判断に基づき学生に対して十分な説明を行った上で、別紙様式により、譲渡誓約書に捺印を求め、その後、職員の場合に準じて権利移転契約書を締結することが望ましい。

以上

問合わせ先：研究推進部産学連携課知財管理係 電話：重田(2907)、坂本(2908) E-mail:chizai@ilc.tsukuba.ac.jp
--

別紙

プログラムの著作物等の著作権譲渡誓約書

国立大学法人筑波大学（以下「法人」という。）の資金（法人が管理する資金を含む。）、施設、設備その他の資源を使用して創作したプログラムの著作物、データベースの著作物若しくはデジタル・コンテンツ（論文、著書及び報告書を除く。）（以下、「プログラムの著作物等」という。）について、指導教員及び学生は下記内容について確認し、それぞれの履行義務について遵守することを誓約致します。

1. 本プログラムの著作物等の制作（以下、「本研究」という。）に学生が参加することは、教育上有意義であること。
2. 学生は、自己の意思と責任で、本研究に参加すること。
3. 指導教員は、本研究へ学生が参加するにあたり参加を強要するなど、教育を受ける権利を阻害しないこと。
4. 学生は、法人の資金（法人が管理する資金を含む。）、施設、設備その他の資源を使用して創作したプログラムの著作物等であって、かつ、指導教員の指導を受けて作成したもの又は長期にわたり職員や学生、大学院生等の貢献により生み出された研究成果であり、著作者を特定することが困難なものについては、当該成果にかかわる自己の著作権を研究室（法人）に譲渡することを約すること。
5. 4. の著作権の譲渡に関しては、学生は、職員の例に準じて、別途、権利移転契約書を締結することを約すること。
6. 学生は、著作権譲渡後に当該著作権の活用により法人に収入が有った場合、「国立大学法人筑波大学知的財産規則」（平成16年法人規則第12号）に基づく対価の配分を法人から受けることができること。

上記の事項について承諾の上、本研究に参加する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

（研究科長） 殿

研究代表者(指導教員)：
所 属
氏 名 (自筆)

学 生：
所 属
氏 名 (自筆)

印

印

なお、本誓約書を指導教員が受領した場合には指導教員はそれを保管するとともに、その写しを学生に交付し、併せて支援室に写しを届け出るものとする。